

更正の請求書

受付印 年 月 日 都城市長 あて		所在地及び電話番号	(電話)						
		(フリガナ)				法人番号			
		法人名							
		(フリガナ)				代表者氏名印	(印)	経理担当者	

地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度				年 月 日 から 年 月 日 まで			
摘 要				更正の請求前		更正の請求後	
課 税 標 準 等	(使途秘匿金税額等)						
	法人税法の規定によって計算した法人税額	①		円		円	
	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②		円		円	
	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③		円		円	
	還付法人税額等の控除額	④		円		円	
	退職年金等積立金に係る法人税額	⑤		円		円	
	課税標準となる法人税額(千円未満切捨) (①+②+③-④+⑤)	⑥		円		円	
	分割法人における課税標準となる法人税額 (千円未満切捨) ⑥×⑬	⑦		円		円	
税 額 等	算出法人税割額 ⑥ または ⑦ × 税率	⑧	税率	%		税率	%
	外国の法人税等の額の控除	⑨					
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩					
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑪					
	差引法人税額 (⑧-⑨-⑩-⑪)	⑫					
	均等割年額 × 事務所等を有していた月数/12	⑬	月数	月		月数	月
	合 計 市 民 税 額 ⑫ + ⑬	⑭					
この更正の請求書によって還付されるべき市民税額			⑮			円	
分 割 基 準 都 城 市 分 全 従 業 者 数			⑯	— 人		— 人	
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合				法 定 納 期 限		年 月 日	
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合				第1号の判決等の確定日		年 月 日	
				第2号の更正・決定等のあった日		年 月 日	
				第3号の政令で定める理由の生じた日		年 月 日	
法第321条の8の2の更正の請求の場合				国の税務署の更正の通知日		年 月 日	
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項							

還付を受けようとする金融機関	銀行	支店 (普・当)
----------------	----	----------

※ 法人税の額について更正を受けたことに伴い更正の請求をされる場合は、法人税額等の更正通知書の写を添付してください。